

学習用端末持帰りのガイドライン

令和3年5月6日
磐田市教育委員会

1 目的

学校での学びと家庭での学びのつながりを大切にし、子どもたちの主体的な学習を充実させるために、家庭学習でのICT活用を推進します。今後、学習用端末及び付属品（以下「端末」）を持ち帰り、家庭で活用する際の注意事項等を示します。保護者の皆様には、御理解と御協力をお願いします。

2 持ち帰る物品

家庭学習で端末を活用するために、以下のものを持ち帰ります。

- ・ 端末（小学1～3年生はiPad、小学4～6年生と中学生はChromebook）
- ・ iPad専用充電器またはChromebook専用充電器

3 費用について

- ・ 学習用端末の使用料（通信料）は市が負担します。ただし、持帰り中の機器破損に伴う修理代または買換え代金については、原則として御家庭での負担をお願いします。意図的な破損や売却等が発生した場合は全額保護者負担で弁償とします。

4 利用における遵守事項

（1）家庭で利用する際には

- ・ 学校から配信された教材等についての質問は、学校へお問い合わせください。
- ・ 端末を持ち帰った際は、翌登校日までに自宅で満充電をしておくようにしてください。
- ・ 動画の視聴等は、通信量の増加につながり、毎月の制限量を超えると端末の動きが極端に遅くなり、授業で使用できなくなります。目的外の使用や動画の視聴は控えるようにしてください。

（2）取扱について

- ・ 端末のそばでの飲食は禁止です。（端末を机の上に置いたままその机で食事をするなど。）また、雨天時の持ち運びには十分に気を付けてください。端末は「防滴」ですが、「防水」ではありません。
- ・ 端末は自己管理をし、その利用及び破損・紛失等に注意してください。
- ・ 破損等の不具合が生じた場合は、速やかに学校へ報告し、指示を受けてください。

※不具合時には、「事故報告書（発生日時・状況・対処・改善策）」の提出をお願いします

することがあります。

(3) 情報モラルについて

個人アカウント（ユーザー I D ・ パスワード）は、他人に教えないように指導しています。また、他人のアカウントを盗み見たり勝手に使用したりしないようにも指導しています。

(4) 禁止事項

- ア U S Bメモリ等の外部記録媒体の接続および利用
（イヤホン、マイク、マウスなどは接続可とします。）
- イ 学校から指示のないファイルのダウンロード、ソフトやアプリのインストール等
- ウ 学習に関係のないサイトの閲覧や利用、S N S への書き込み、写真や動画の保存や配信等
- エ 学校や端末に関するシステムを調べたりする行為、他人の I D 等の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（S N S / 掲示板等への投稿）等
- オ 学習用端末以外の端末から児童生徒のアカウントへのログイン
- カ 本人以外の家族の端末使用（端末をとおして保護者アンケートや保護者向けの配付物の閲覧をお願いすることがありますので、その場合に限り使用を可とします）
- キ 家庭のインターネット回線（Wi-Fi 等）やフリーWi-Fi 等への接続
- ク SIM の抜き差し

5 その他

- ・ 端末は児童生徒の学習用です。L I N E やメールは使用できません。また、勝手にアプリをインストールすることができない設定にしています。設定を強引に解除した場合は、どの端末が不正利用をしたかが管理側で把握できます。警告を受けた場合は、持帰りを中止することがあります。
- ・ 利用したアプリやインターネットで閲覧した内容は、管理側に全て履歴が残ります。御家庭においても、学習のみに利用するよう児童生徒と話をしてください。
- ・ 本ガイドラインは、「磐田市 1 人 1 台端末管理ガイドライン」の変更に伴い、その内容を変更する場合があります。

6 申請書の提出

別紙「学習用端末持帰り申請書」を学校へ提出していただきます。

お問い合わせ

校内担当 （土屋・山内）

電話 0538-32-5101